

滝川市特定事業主行動計画の実施状況及び滝川市における女性の活躍状況の公表（令和3年7月）

滝川市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき「滝川市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、滝川市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
一般行政職	36%	45%	29%
医療職等	76%	80%	63%

（2）機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

- ・セクハラ等対策のための一元的窓口を設置及び対応マニュアルの整備
- ・取組内容（令和2年度～令和6年度の計画）

令和2年度 対応マニュアルについて、内容の検討を行いました。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 平均継続勤務年数の男女の差異

	令和3年4月	令和2年4月	平成31年4月
男性職員	17年3月	18年6月	18年4月
女性職員	17年8月	16年4月	17年9月

(2) 男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

	目標（R6年度）	令和2年度	令和元年度	平成30年度
配偶者出産休暇	100%	71%	80%	63%
育児参加休暇	100%	18%	80%	13%

	1日未満	1日以上 2日未満	2日以上 3日未満	3日以上 4日未満	4日以上 5日未満	5日以上 6日未満	6日以上 7日未満	7日以上 8日未満	8日
令和2年度	35.3%	17.6%	5.9%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%

・取組内容（令和2年度～令和6年度の計画）

令和2年度 当該休暇制度含め、各種休暇制度の周知及び取得促進を図りました。

(3) 年次有給休暇の平均取得日数、夏季休暇及び福利厚生休暇の取得率

	目標（R6年度）	令和2年度	令和元年度	平成30年度
年次有給休暇	10日	8日	8日	8日
夏季休暇	100%	92%	94%	93%
福利厚生休暇	100%	87%	79%	89%

・取組内容（令和2年度～令和6年度の計画）

令和2年度 年次有給休暇等使用計画書を活用し、計画的な取得の意識づけを図りました。